

新旧対照表

別紙 1

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(関係協定等の略称)</p> <p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)・・・シンガポール協定</p> <p>(2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・シンガポール協定原産地証明書</p> <p>(3) シンガポール協定附属書ⅡAに定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・シンガポール品目別規則</p> <p>(4) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)・・・・・・・・メキシコ協定</p> <p><u>(5) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明</p> <p><u>(6) メキシコ協定第39条のAに基づく原産地証明書</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明書</p> <p><u>(7) メキシコ協定第39条のBに基づく原産地申告</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定原産地申告</p> <p><u>(8) メキシコ協定附属書附属書4に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ品目別規則</p> <p><u>(9) メキシコ協定第10条に定める統一規則</u>・・・・・・・・メキシコ統一規則</p> <p><u>(10) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)・・・・・・・・マレーシア協定</u></p> <p><u>(11) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定原産地証明書</p> <p><u>(12) マレーシア協定附属書2に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア品目別規則</p> <p><u>(13) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア運用上の手続規則</p> <p><u>(14) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)・・・・・・・・チリ協定</u></p> <p><u>(15) チリ協定第44条に基づく原産地証明書</u>・・・・・・・・チリ協定原産地証明書</p> <p><u>(16) チリ協定附属書2に定める品目別規則</u>・・・・・・・・チリ品目別規則</p> <p><u>(17) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・チリ運用上の手続規則</p>	<p>(関係協定等の略称)</p> <p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定」(平成14年条約第16号)・・・・・・・・シンガポール協定</p> <p>(2) シンガポール協定第31条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・シンガポール協定原産地証明書</p> <p>(3) シンガポール協定附属書ⅡAに定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・シンガポール品目別規則</p> <p>(4) 「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)・・・・・・・・メキシコ協定</p> <p><u>(5) メキシコ協定第39条に基づく原産地証明書</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ協定原産地証明書</p> <p><u>(6) メキシコ協定附属書附属書4に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・メキシコ品目別規則</p> <p><u>(7) メキシコ協定第10条に定める統一規則</u>・・・・・・・・メキシコ統一規則</p> <p><u>(8) 「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)・・・・・・・・マレーシア協定</u></p> <p><u>(9) マレーシア協定第40条に基づく原産地証明書</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア協定原産地証明書</p> <p><u>(10) マレーシア協定附属書2に定める品目別規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア品目別規則</p> <p><u>(11) マレーシア協定第50条に定める運用上の手続規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・マレーシア運用上の手続規則</p> <p><u>(12) 「戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定」(平成19年条約第8号)・・・・・・・・チリ協定</u></p> <p><u>(13) チリ協定第44条に基づく原産地証明書</u>・・・・・・・・チリ協定原産地証明書</p> <p><u>(14) チリ協定附属書2に定める品目別規則</u>・・・・・・・・チリ品目別規則</p> <p><u>(15) チリ協定第52条に定める運用上の手続規則</u> ・・・・・・・・・・・・・・・・チリ運用上の手続規則</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(18)</u> 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第14号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定	<u>(16)</u> 「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第14号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ協定
<u>(19)</u> タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・・・・タイ協定原産地証明書	<u>(17)</u> タイ協定第40条に基づく原産地証明書・・・・・・・・タイ協定原産地証明書
<u>(20)</u> タイ協定附属書2に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則	<u>(18)</u> タイ協定附属書2に定める品目別規則・・・・・・・・タイ品目別規則
<u>(21)</u> タイ協定第24条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ運用上の手続規則	<u>(19)</u> タイ協定第24条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・タイ運用上の手続規則
<u>(22)</u> 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号）・・・・・・・・インドネシア協定	<u>(20)</u> 「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号）・・・・・・・・インドネシア協定
<u>(23)</u> インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定原産地証明書	<u>(21)</u> インドネシア協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア協定原産地証明書
<u>(24)</u> インドネシア協定附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア品目別規則	<u>(22)</u> インドネシア協定附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア品目別規則
<u>(25)</u> インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア運用上の手続規則	<u>(23)</u> インドネシア協定第50条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・インドネシア運用上の手続規則
<u>(26)</u> 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第6号）・・・・・・・・ブルネイ協定	<u>(24)</u> 「経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定」（平成20年条約第6号）・・・・・・・・ブルネイ協定
<u>(27)</u> ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定原産地証明書	<u>(25)</u> ブルネイ協定第37条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ協定原産地証明書
<u>(28)</u> ブルネイ協定附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ品目別規則	<u>(26)</u> ブルネイ協定附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ品目別規則
<u>(29)</u> ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ運用上の手続規則	<u>(27)</u> ブルネイ協定第45条に定める運用上の手続規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ブルネイ運用上の手続規則
<u>(30)</u> 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」（平成20年条約第12号）・・・・・・・・アセアン包括協定	<u>(28)</u> 「包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定」（平成20年条約第12号）・・・・・・・・アセアン包括協定
<u>(31)</u> アセアン包括協定附属書4第2規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定原産地証明書	<u>(29)</u> アセアン包括協定附属書4第2規則に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン包括協定原産地証明書
<u>(32)</u> アセアン包括協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン品目別規則	<u>(30)</u> アセアン包括協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン品目別規則
<u>(33)</u> アセアン包括協定第37条及び同附属書4第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則	<u>(31)</u> アセアン包括協定第37条及び同附属書4第11規則に定める運用上の規則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・アセアン運用上の規則
<u>(34)</u> 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約第16号）・・・・・・・・フィリピン協定	<u>(32)</u> 「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」（平成20年条約第16号）・・・・・・・・フィリピン協定
<u>(35)</u> フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定原産地証明書	<u>(33)</u> フィリピン協定第41条に基づく原産地証明書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・フィリピン協定原産地証明書
<u>(36)</u> フィリピン協定附属書2に定める品目別規則	<u>(34)</u> フィリピン協定附属書2に定める品目別規則

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>.....フィリピン品目別規則 <u>(37)</u> フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 フィリピン運用上の手続規則</p>	<p>.....フィリピン品目別規則 <u>(35)</u> フィリピン協定第25条に定める運用上の手続規則 フィリピン運用上の手続規則</p>
<p><u>(38)</u> 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(平成21年条約第5号).....スイス協定</p>	<p><u>(36)</u> 「日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定」(平成21年条約第5号).....スイス協定</p>
<p><u>(39)</u> スイス協定附属書2第15条に基づく原産地証明 スイス協定原産地証明</p>	<p><u>(37)</u> スイス協定附属書2第15条に基づく原産地証明 スイス協定原産地証明</p>
<p><u>(40)</u> スイス協定附属書2第16条に基づく原産地証明書 スイス協定原産地証明書</p>	<p><u>(38)</u> スイス協定附属書2第16条に基づく原産地証明書 スイス協定原産地証明書</p>
<p><u>(41)</u> スイス協定附属書2第19条に基づく原産地申告 スイス協定原産地申告</p>	<p><u>(39)</u> スイス協定附属書2第19条に基づく原産地申告 スイス協定原産地申告</p>
<p><u>(42)</u> スイス協定附属書2第4条及び同附属書付録1に定める品目別規則 スイス品目別規則</p>	<p><u>(40)</u> スイス協定附属書2第4条及び同附属書付録1に定める品目別規則 スイス品目別規則</p>
<p><u>(43)</u> スイス協定附属書2第28条に定める運用上の手続規則 スイス運用上の手続規則</p>	<p><u>(41)</u> スイス協定附属書2第28条に定める運用上の手続規則 スイス運用上の手続規則</p>
<p><u>(44)</u> 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第8号).....ベトナム協定</p>	<p><u>(42)</u> 「経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定」(平成21年条約第8号).....ベトナム協定</p>
<p><u>(45)</u> ベトナム協定附属書3第2規則に基づく原産地証明書 ベトナム協定原産地証明書</p>	<p><u>(43)</u> ベトナム協定附属書3第2規則に基づく原産地証明書 ベトナム協定原産地証明書</p>
<p><u>(46)</u> ベトナム協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則 ベトナム品目別規則</p>	<p><u>(44)</u> ベトナム協定第26条及び同附属書2に定める品目別規則 ベトナム品目別規則</p>
<p><u>(47)</u> ベトナム協定第37条及び同附属書3第11規則に定める運用上の規則 ベトナム運用上の規則</p>	<p><u>(45)</u> ベトナム協定第37条及び同附属書3第11規則に定める運用上の規則 ベトナム運用上の規則</p>
<p><u>(48)</u> 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第7号).....インド協定</p>	<p><u>(46)</u> 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定」(平成23年条約第7号).....インド協定</p>
<p><u>(49)</u> インド協定附属書3第3節に基づく原産地証明書 インド協定原産地証明書</p>	<p><u>(47)</u> インド協定附属書3第3節に基づく原産地証明書 インド協定原産地証明書</p>
<p><u>(50)</u> インド協定第29条及び同附属書2に定める品目別規則 インド品目別規則</p>	<p><u>(48)</u> インド協定第29条及び同附属書2に定める品目別規則 インド品目別規則</p>
<p><u>(51)</u> インド協定第41条及び同附属書3第11節に定める運用上の手続 インド運用上の手続</p>	<p><u>(49)</u> インド協定第41条及び同附属書3第11節に定める運用上の手続 インド運用上の手続</p>
<p><u>(52)</u> 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号).....ペルー協定</p>	<p><u>(50)</u> 「経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定」(平成24年条約第2号).....ペルー協定</p>
<p><u>(53)</u> ペルー協定第53条に基づく原産地証明 ペルー協定原産地証明</p>	<p><u>(51)</u> ペルー協定第53条に基づく原産地証明 ペルー協定原産地証明</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(54)</u> ペルー協定第54条に基づく原産地証明書 ペルー協定原産地証明書</p>	<p><u>(52)</u> ペルー協定第54条に基づく原産地証明書 ペルー協定原産地証明書</p>
<p><u>(55)</u> ペルー協定第57条に基づく原産地申告 ペルー協定原産地申告</p>	<p><u>(53)</u> ペルー協定第57条に基づく原産地申告 ペルー協定原産地申告</p>
<p><u>(56)</u> ペルー協定第39条及び同附属書 3 に定める品目別規則 ペルー品目別規則</p>	<p><u>(54)</u> ペルー協定第39条及び同附属書 3 に定める品目別規則 ペルー品目別規則</p>
<p><u>(57)</u> ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則 ペルー運用上の手続規則</p>	<p><u>(55)</u> ペルー協定第70条に定める運用上の手続規則 ペルー運用上の手続規則</p>
<p><u>(58)</u> ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書 ペルー協定締約国品目証明書</p>	<p><u>(56)</u> ペルー協定附属書 1 第 2 編第 3 節第 3 条に基づく品目証明書 ペルー協定締約国品目証明書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4（4）によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 締約国原産地証明書の添付の有無についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68-5-11の（1）に定める原産地証明書又は後記68-5-12の2の（1）に定める原産地申告）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。</p> <p>ハ 原産地証明書についての確認</p> <p>後記68-5-11の（1）に定める原産地証明書が添付されているときは、令第61条第5項及び第6項の規定に基づき、当該原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>（イ）次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下（i）、（ii）及び（iii）に留意して記載されていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">シンガポール協定</td> <td style="width: 50%;">シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ統一規則に定める事項</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定</td> <td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>チリ協定</td> <td>チリ協定附属書4に定める事項</td> </tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4（4）によりEPA税率の適用に係る原産地証明書の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>（1）輸入申告の受理担当審査官による取扱い</p> <p>受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ 締約国原産地証明書の添付の有無についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号イ後段かっこ書に規定する貨物である場合を除き、同号イに規定する締約国原産地証明書（後記68-5-11の（1）に定める原産地証明書又は後記68-5-12の2の（1）に定める原産地申告）が添付されているか否か。添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等に当たるか否か。</p> <p>ハ 原産地証明書についての確認</p> <p>後記68-5-11の（1）に定める原産地証明書が添付されているときは、令第61条第5項及び第6項の規定に基づき、当該原産地証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>（イ）次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下（i）、（ii）及び（iii）に留意して記載されていること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">シンガポール協定</td> <td style="width: 50%;">シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ統一規則に定める事項</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定</td> <td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>チリ協定</td> <td>チリ協定附属書4に定める事項</td> </tr> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項																
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項																
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項																
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項																
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項	アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書3に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項	インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項	ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項

(i) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。

(ii) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕

(i) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。スイス協定原産地証明書の「仕入書」欄は任意となっており、当該欄に日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていない場合は、当該スイス協定原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。

(ii) 原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていることを確認する。なお、当該原産地証明書の発給時点において、当該貨物の輸入申告の際提出される仕

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
<p>入書の番号が不明なときは、上記(i)にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21に定める手続きをとることとなるので、留意する。</p>			<p>入書の番号が不明なときは、上記(i)にかかわらず仕入書の番号及び日付を記載する欄が空欄になっている場合又は当該輸出者が輸出国において発行する仕入書の番号及び日付が記載されている場合がある。これらの場合には、当該原産地証明書により原産性が証明された貨物と輸入申告された貨物との同一性の確認のため、仕入書又は契約書を含む取引関係がわかる書類の提出を輸入者に対し求めることとする。これらの書類が輸入者から提出されない場合は、必要に応じ、後記68-5-21に定める手続きをとることとなるので、留意する。</p>		
原産地証明書	記載欄	留意事項	原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—	メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	—
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—	タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country)」	—
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—	ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	—
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェックが付されていること	アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)」	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェックが付されていること

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
フィリピン協定 原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されてい ること	フィリピン協定 原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄に non-Party invoicing と記入されてい ること
ベトナム協定原 産地証明書	「8. Remarks:」	—	ベトナム協定原 産地証明書	「8. Remarks:」	—
インド協定原産 地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェ ックが付されていること	インド協定原産 地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「 <input type="checkbox"/> Third Country Invoicing」にチェ ックが付されていること
ペルー協定原産 地証明書	「9. Remarks:」	—	ペルー協定原産 地証明書	「9. Remarks:」	—

<p>(iii) メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに限るので留意する。</p> <p>(ロ) 各協定に規定する原産地証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14の(1)による。）により発給されたものであること。</p> <p>(ハ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(ニ) 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(ホ) 非譲許品目のみが記載されている原産地証明書は、有効な原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。</p> <p>(ヘ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く。）に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うものとし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。</p> <p>(ト) 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(i) (省略)</p> <p>(ii) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に</p>	<p>(iii) メキシコ協定原産地証明書に記載される輸入者については、輸入締約国に所在する者であって当該輸入締約国に産品を輸入するものに限るので留意する。</p> <p>(ロ) 各協定に規定する原産地証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14の(1)による。）により発給されたものであること。</p> <p>(ハ) 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、同条第5項に定める有効期間内のものであること。</p> <p>(ニ) 原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</p> <p>(ホ) 非譲許品目のみが記載されている原産地証明書は、有効な原産地証明書として取り扱わないものとする。なお、譲許品目とともに非譲許品目が記載された原産地証明書については、当該譲許品目に係る記載についてのみ有効なものとして取り扱うので留意する。</p> <p>(ヘ) 各協定に基づく原産地証明書（スイス協定原産地証明書を除く。）に記載される関税率表番号は、初めの6桁についてのみ確認を行うものとし、それ以降の記載番号については特段の確認は要しないものとする。なお、スイス協定原産地証明書には関税率表番号が記載されないことに留意する。</p> <p>(ト) 各協定に基づく原産地証明書の特徴的留意点</p> <p>(i) (省略)</p> <p>(ii) メキシコ協定原産地証明書の「8. Preference criterion」の欄に「TPL」と表示されている場合には、同証明書の「11. Remarks:」の欄に</p>
---	---

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

>

改正後	改正前
<p>「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</p> <p>(iii)～(viii) (省略)</p> <p>二 原産地申告についての確認</p> <p>後記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告が、添付されているときは、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。なお、認定輸出者の認定番号は別途事務連絡する。</p> <p><u>(i) メキシコ協定原産地申告については、メキシコ統一規則附属書3に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No ... 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPA」。</u>ただし、Japan-Mexico EPA/ Mexico- Japan EPAについては、申告文がメキシコに所在する輸出者により作成されることからMexico- Japan EPAと記載される。なお、原産地申告は、英語により作成することとされているので、留意する。</p> <p><u>(ii) スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書2付録3に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (産品の原産地) preferential origin」。</u></p> <p><u>(iii) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書4に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。</u>ただし、(Place and date)については、申告文に記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。</p> <p>(ロ) 申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸</p>	<p>「CERTIFICATE OF ELIGIBILITY ATTACHED」と表示されているとともに、同証明書と同一の貨物を対象としたメキシコ経済省が発給する「Certificate of Eligibility」が添付されていること。</p> <p>(iii)～(viii) (省略)</p> <p>二 原産地申告についての確認</p> <p>後記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告が、添付されているときは、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(イ) 原産性の証明を行う産品について特定できるように十分に詳細に記載されている仕入書、納品書その他の商業文書に、以下の申告文が不足なく記載されていること。なお、認定輸出者の認定番号は別途事務連絡する。</p> <p><u>(i) スイス協定原産地申告については、スイス協定附属書2付録3に定める「The exporter of the products covered by this document (Authorisation No. 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of Swiss or Japan (産品の原産地) preferential origin」。</u></p> <p><u>(ii) ペルー協定原産地申告については、ペルー協定附属書4に定める「The exporter of the goods covered by this document (Authorization No 認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan or Peru (産品の原産地) preferential origin under Japan-Peru EPA/Peru-Japan EPA. (Place and date)」。</u>ただし、(Place and date)については、申告文が記載されている仕入書等に別途記載がある場合は省略することができる。なお、ペルー協定本文は、日本語、スペイン語及び英語がひとしく正文とされているが、原産地申告については、英語により作成することとされているので、留意する。</p> <p>(ロ) 申告文が記載された仕入書、納品書その他の商業文書の作成の日が輸</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入申告から1年以内であること。</p> <p>(ハ) 申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。</p> <p>(ニ) 上記(イ)において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p> <p>(ホ) 原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、製品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号口に規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>ハ 締約国品目証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書(後記68-5-11の(2)に定める品目証明書)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額</p>	<p>入申告から1年以内であること。</p> <p>(ハ) 申告文の記載は、タイプ印書、押印又は印刷によるものとし、手書きによるものは認められないので、留意する。</p> <p>(ニ) 上記(イ)において、認定輸出者の認定番号が申告文に記載されていない場合、申告文に記載された認定輸出者の認定番号が、別途事務連絡する認定輸出者リストに含まれていない場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p> <p>(ホ) 原産地申告には原則として関税率表番号の記載がないことに留意する。この場合には、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号に係る品目別規則が適用されたものとみなして差し支えないが、製品の原産性に疑義がある場合は、東京税関総括原産地調査官に報告する。</p> <p>ホ 非原産国における積替え等に関する確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、経済連携協定の締約国(令第61条第1項第2号口に規定する締約国をいう。以下同じ。)からのものにあつては、令第61条第1項第2号口(1)又は(2)に該当するものであるときは、当該貨物の課税価格の総額が20万円以下である場合を除き、通し船荷証券の写し等の同項第2号口に規定する運送要件証明書が添付されていること及びそれぞれその記載事項の確認を行う。</p> <p>なお、運送要件証明書(令第61条第1項第2号口に規定する書類をいう。以下同じ。)として同項第2号口に規定する書類のうち、通し船荷証券の写し又は当該貨物について積替え等がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書を提出することができないことにつき相当の理由があると認められるときは、同項第2号口(1)若しくは(2)に該当することを証する書類の提出(これが不可能であるときは、積替地等についての原産地証明書への記載)をもって、運送要件証明書として同項第2号口に規定する書類のうち、その他税関長が適当と認める書類の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。この場合においても、当該貨物が締約国原産品(令第61条第1項第2号イに規定する原産品をいう。以下同じ。)であることを確認する必要があるので、留意する。</p> <p>ハ 締約国品目証明書についての確認</p> <p>輸入申告に係る貨物が、令第61条第1項第2号ハかっこ書に規定する場合に該当する貨物であるときを除き、同号ハに規定する締約国品目証明書(後記68-5-11の(2)に定める品目証明書)が添付されているか否か(添付されていない場合等には、同条第4項に規定する税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合等又は当該証明に係る貨物の課税価格の総額</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>が20万円以下である場合に当たるか否か。)、更に締約国品目証明書が添付されているときは、当該締約国品目証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>(イ) 次表中の第1欄の号に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)及び(ii)に留意して記載されていること。</p>		<p>が20万円以下である場合に当たるか否か。)、更に締約国品目証明書が添付されているときは、当該締約国品目証明書について、次のすべての点に留意して確認を行う。</p> <p>(イ) 次表中の第1欄の号に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が以下(i)及び(ii)に留意して記載されていること。</p>	
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節 第3条に定める事項	ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節 第3条に定める事項
<p>(i) ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名 (ii) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 締約国品目証明書は、協定に規定する締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14の(2)による。）により発給されたものであること。</p> <p>(2) 及び (3) （省略）</p>		<p>(i) ペルー協定附属書1第2編第2節日本国の表の2欄に定める品名 (ii) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。</p> <p>(ロ) 締約国品目証明書は、協定に規定する締約国品目証明書の発給につき権限を有する機関（後記68-5-14の(2)による。）により発給されたものであること。</p> <p>(2) 及び (3) （省略）</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の様式) 68-5-11</p> <p>(1) 本節において、原産地証明書とは次表第1欄に掲げるものとし、その様式は同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原産地証明書</th> <th style="text-align: center;">原産地証明書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>「<u>AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u>」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN <u>CERTIFICADO DE ORIGEN</u>」(C-5290-3)</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の様式	シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)	メキシコ協定原産地証明書	「 <u>AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN <u>CERTIFICADO DE ORIGEN</u> 」(C-5290-3)	マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)	チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)	タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)	インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)	<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の様式) 68-5-11</p> <p>(1) 本節において、原産地証明書とは次表第1欄に掲げるものとし、その様式は同表第2欄に掲げるものとする。ただし、スイス協定にあっては、スイス協定附属書2第15条(a)及び第16条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原産地証明書</th> <th style="text-align: center;">原産地証明書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>「<u>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u>」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C-5290-3)</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td> <td>「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	原産地証明書の様式	シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)	メキシコ協定原産地証明書	「 <u>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C-5290-3)	マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)	チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)	タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)	インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)
原産地証明書	原産地証明書の様式																												
シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)																												
メキシコ協定原産地証明書	「 <u>AGREEMENT BETWEEN THE UNITED MEXICAN STATES AND JAPAN FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN <u>CERTIFICADO DE ORIGEN</u> 」(C-5290-3)																												
マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)																												
チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)																												
タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)																												
インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)																												
原産地証明書	原産地証明書の様式																												
シンガポール協定原産地証明書	「REPUBLIC OF SINGAPORE PREFERENTIAL CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-1)																												
メキシコ協定原産地証明書	「 <u>AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED MEXICAN STATES FOR THE STRENGTHENING OF THE ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN</u> 」(C-5290-2) 及び 「ACUERDO PARA EL FORTALECIMIENTO DE LA ASOCIACIÓN ECONÓMICA ENTRE LOS ESTADOS UNIDOS MEXICANOS Y EL JAPÓN」(C-5290-3)																												
マレーシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR ECONOMIC PARTNERSHIP FORM MJEPA」(C-5290-4)																												
チリ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF CHILE FOR A STRATEGIC ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-5)																												
タイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA」(C-5290-6)																												
インドネシア協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDONESIA AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM IJEP A」(C-5290-7)																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
ブルネイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)	ブルネイ協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN BRUNEI DARUSSALAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-8)
アセアン包括協定原産地証明書	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ」(C-5290-9)	アセアン包括協定原産地証明書	「THE AGREEMENT ON COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AMONG MEMBER STATES OF THE ASSOCIATION OF SOUTHEAST ASIAN NATIONS AND JAPAN(AJCEP AGREEMENT) CERTIFICATE OF ORIGIN FORM AJ」(C-5290-9)
フィリピン協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)	フィリピン協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP FORM JP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-10)
スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式 (C-5290-11)	スイス協定原産地証明書	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式 (C-5290-11)
ベトナム協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)	ベトナム協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN FORM VJ」(C-5290-12)
インド協定原産地証明書	「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-13)	インド協定原産地証明書	「COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP AGREEMENT BETWEEN THE REPUBLIC OF INDIA AND JAPAN CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-13)
ペルー協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-14)	ペルー協定原産地証明書	「AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF PERU FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN」(C-5290-14)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																												
<p>(2) 本節において、締約国品目証明書とは次表第 1 欄に掲げるものとし、その様式は同表第 2 欄に掲げるものとする。</p>	<p>(2) 本節において、締約国品目証明書とは次表第 1 欄に掲げるものとし、その様式は同表第 2 欄に掲げるものとする。</p>																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th> <th>締約国品目証明書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td> <td>(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))</td> </tr> </tbody> </table>	締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式	ペルー協定締約国品目証明書	(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))	<table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th> <th>締約国品目証明書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明書</td> <td>(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))</td> </tr> </tbody> </table>	締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式	ペルー協定締約国品目証明書	(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))																				
締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式																												
ペルー協定締約国品目証明書	(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))																												
締約国品目証明書	締約国品目証明書の様式																												
ペルー協定締約国品目証明書	(C-5291-3(1)) 又は (C-5291-3(2))																												
<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の有効性の認定)</p>	<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の有効性の認定)</p>																												
<p>68-5-12</p>	<p>68-5-12</p>																												
<p>(1) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p>	<p>(1) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p>																												
<p>イ 原産地証明書にあっては、次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(1)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p>	<p>イ 原産地証明書にあっては、次表中の第 1 欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第 2 欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(1)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p>																												
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td> <td>シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ統一規則に定める事項</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定</td> <td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>チリ協定</td> <td>チリ協定附属書4に定める事項</td> </tr> <tr> <td>タイ協定</td> <td>タイ協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定</td> <td>インドネシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td> <td>ブルネイ協定附属書3に定める事項</td> </tr> </tbody> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定</td> <td>シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定</td> <td>メキシコ統一規則に定める事項</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定</td> <td>マレーシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>チリ協定</td> <td>チリ協定附属書4に定める事項</td> </tr> <tr> <td>タイ協定</td> <td>タイ協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定</td> <td>インドネシア協定附属書3に定める事項</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td> <td>ブルネイ協定附属書3に定める事項</td> </tr> </tbody> </table>	シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項	メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項	マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項	チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項	タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項	インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項	ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項																												
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項																												
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																												
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																												
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項																												
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項																												
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項																												
シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項																												
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項																												
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項																												
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項																												
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項																												
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項																												
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項																												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書4の付録に定める事項	アセアン包括協定	東南アジア諸国連合協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項	フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項	スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項	ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項	インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項	ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項

ロ 原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

(イ) 次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(i)、(ii)又は(iii)に該当するとき。

原産地証明書	原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)

ロ 原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、原産地証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致しない場合であっても、次に掲げる場合には、この要件を満たすものとして取り扱う。

(イ) 次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の同表の第2欄に掲げる欄に記載された関税率表番号(以下この節において「記載税番」という。)と、輸入貨物に実際に適用されるべき関税率表番号(以下この節において「適用税番」という。)とが異なっている場合で、次の(i)又は(ii)に該当するとき。

原産地証明書	原産地証明書の欄
シンガポール協定原産地証明書	10 No. & kind of Packages Description of Goods (include brand names if necessary)(包装の個数及び種類並びに品名)
メキシコ協定原産地証明書	5. HS Tariff Classification Number
マレーシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code; Other instances
チリ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS Tariff Classification Number
タイ協定原産地証明書	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number	インドネシア協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number
ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	ブルネイ協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)	アセアン包括協定原産地証明書	7. Number and type of packages, description of goods (including quantity where appropriate and HS number of the importing Party)
フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code	フィリピン協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS code
ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)	ベトナム協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s)
インド協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number	インド協定原産地証明書	4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number
ペルー協定原産地証明書	5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits)	ペルー協定原産地証明書	5. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number (6 digits)
<p>(i) 縮約国原産地証明書の記載が、いわゆる「完全生産品」又は「原産材料のみから生産される産品」であり、かつ、同縮約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。</p> <p>(ii) 上記(i)以外の場合であって、記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものであり、かつ、同縮約国の原産品とすることに特段の疑義が認められない場合。</p> <p>(iii) 上記(i)及び(ii)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める縮約国原産品と認められる場合。</p> <p>(iv) 原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差</p>		<p>(i) 記載税番と適用税番に対する経済連携協定に定める品目別規則が同一のものである場合。</p> <p>(ii) 上記(i)以外の場合であって、当該輸入貨物に適用されるべき税番の決定に当たって記載税番としたことに相当の理由があると認められ、かつ、当該貨物が経済連携協定に定める縮約国原産品と認められるとき。</p> <p>(iv) 原産地証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該原産地証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																								
<p>がある場合であっても、その差が僅少であるとき。 なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。</p> <p>(ハ) 原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 当該原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ii) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ハ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。</p> <p>ニ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。</p>	<p>がある場合であっても、その差が僅少であるとき。 なお、記載欄の標題に明示的にネット重量を指す記載がない場合であっても、仕入書又はその他の関係書類により同一性が確認できる場合は、記載の数値がネット重量であることをもって無効とはしないので留意する。</p> <p>(ハ) 原産地証明書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該原産地証明書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 当該原産地証明書の発給時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ii) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ハ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。なお、インドネシア協定原産地証明書にあっては、記載内容の修正は行われることはなく、再発給されるので留意する。</p> <p>ニ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書について、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載されていること。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th> <th>記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE”</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	記載事項	シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”	メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”	マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原産地証明書</th> <th>記載事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シンガポール協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”</td> </tr> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE”</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日</td> </tr> </tbody> </table>	原産地証明書	記載事項	シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”	メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”	マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
原産地証明書	記載事項																								
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”																								
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”																								
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								
原産地証明書	記載事項																								
シンガポール協定原産地証明書	“DUPLICATE” 又は“DUPLICATA”																								
メキシコ協定原産地証明書	“DUPLICATE”																								
マレーシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								
チリ協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								
タイ協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日																								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	インドネシア協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日	ブルネイ協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の番号及び発給年月日
アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日	アセアン包括協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号	フィリピン協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
スイス協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日	スイス協定原産地証明書	“DUPLICATE” 及び当初の原産地証明書の発給年月日
ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日	ベトナム協定原産地証明書	当初の原産地証明書の番号及び発給年月日、又は“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日
インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号	インド協定原産地証明書	“CERTIFIED TRUE COPY”及び当初の原産地証明書の発給年月日及び証明番号
ペルー協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER ___ DATED ___ ”	ペルー協定原産地証明書	“DUPLICATE OF THE ORIGINAL CERTIFICATE OF ORIGIN NUMBER ___ DATED ___ ”

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ホ 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がな

なお、再発給された原産地証明書の有効期間の起算日は当初の原産地証明書が発給された日であるので、令第61条第5項の規定の適用に当たり留意するとともに、当初の原産地証明書は有効なものとしては扱わないこととなるので留意する。

ホ 原産地証明書が、貨物が本邦以外の締約国（スイス協定においては輸出締約国の関税地域）から送り出された後（インドネシア協定、アセアン包括協定（アセアン包括協定については最初の原産地証明書又は連続する原産地証明書が発給された場合）、ベトナム協定及びインド協定にあっては船積日から4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降））、フィリピン協定にあっては船積日から3日目以降）において発給された場合には、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書に第2欄の記載事項が記載され、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等が必要な場合には、当該記載等がな

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。			され、送り出された後に発給されたことが明らかに表示されていること。		
原産地証明書	記載事項	留意事項	原産地証明書	記載事項	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—	メキシコ協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—	マレーシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY”	—
チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	チリ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	タイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	インドネシア協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	ブルネイ協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること	アセアン包括協定原産地証明書	船積みの日	第13欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—	フィリピン協定原産地証明書	“ISSUED RETROACTIVELY” 及び船積みの日	—
スイス協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—	スイス協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”	—
ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	—	ベトナム協定原産地証明書	“Issued Retroactively” 及び船積みの日	—
インド協定原産地証明書	船積みの日	第8欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されてい	インド協定原産地証明書	船積みの日	第8欄中の「 <input type="checkbox"/> ISSUED RETROACTIVELY」にチェックが付されてい

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前						
		ること			ること				
ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”及び船積みの日	—	ペルー協定原産地証明書	“ISSUED RETROSPECTIVELY”及び船積みの日	—				
<p>ヘ 原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p> <p>(2) 令第36条の3第5項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p> <table border="1" data-bbox="206 868 1048 940"> <tr> <td>ペルー協定</td> <td>ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項</td> </tr> </table> <p>ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるときは、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>ハ 締約国品目証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p> <p>(原産地申告の有効性の認定) 68-5-12の2 (1) 本節において、原産地申告とは次表に掲げるものとする。</p>			ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項	<p>ヘ 原産地証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該原産地証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p> <p>(2) 令第36条の3第5項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第5項、第61条第1項第2号ハの規定により、税関に提出された締約国品目証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。</p> <p>イ 締約国品目証明書にあっては、次表中の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる事項が記載され、かつ、後記68-5-14の(2)に定める発給機関の印及び署名権者の署名がなされているものであること。</p> <table border="1" data-bbox="1214 868 2056 940"> <tr> <td>ペルー協定</td> <td>ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項</td> </tr> </table> <p>ロ 締約国品目証明書に記載されている貨物と輸入貨物が一致すること。ただし、締約国品目証明書に記載された数量と仕入書に記載された数量とが合致しており、当該締約国品目証明書に記載された数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるときは、この要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>ハ 締約国品目証明書の記載において、取るに足りない表現の相違、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からはみ出しのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが当該締約国品目証明書の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p> <p>(原産地申告の有効性の認定) 68-5-12の2 (1) 本節において、原産地申告とは次表に掲げるものとする。</p>			ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項								
ペルー協定	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条に定める事項								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">原産地申告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">メキシコ協定原産地申告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">スイス協定原産地申告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ペルー協定原産地申告</td></tr> </table> <p>(2) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地申告については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ 前記68-5-1の(1)ニ(イ)に従って申告文が記載されていること。</p> <p>ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。</p> <p>ハ 申告文が記載された商業上の文書の数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ニ 申告文が記載された商業上の文書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該商業上の文書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 原産地申告の作成時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ホ 取るに足りない表現の相違、語句不足又は印字の誤りのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが原産地申告の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p>	原産地申告	メキシコ協定原産地申告	スイス協定原産地申告	ペルー協定原産地申告	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">原産地申告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">スイス協定原産地申告</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">ペルー協定原産地申告</td></tr> </table> <p>(2) 令第36条の3第3項(令第50条の2及び第51条の8の規定において準用する場合を含む。)、第51条の12第3項、第61条第1項第2号イの規定により、税関に提出された原産地申告については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、前記68-5-2に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</p> <p>イ 前記68-5-1の(1)ニ(イ)に従って申告文が記載されていること。</p> <p>ロ 申告文が記載された商業上の文書の貨物と輸入貨物が一致すること。</p> <p>ハ 申告文が記載された商業上の文書の数量と輸入貨物の数量との間に差がある場合であっても、その差が僅少であるとき。</p> <p>ニ 申告文が記載された商業上の文書に貨物の外装の記号、番号等が記載されている場合においては、当該記載されている貨物の外装の記号、番号等と輸入貨物の外装の記号、番号等とが一致しない場合であって、当該商業上の文書が当該貨物に係るものであることが明らかであるとき。</p> <p>(イ) 原産地申告の作成時における誤記であることが他の添付書類等からみて明らかである場合</p> <p>(ロ) 当該輸入貨物が令第61条第1項第2号ロ(2)に該当する貨物であって、当該一時蔵置又は出品の際に当該非原産国の税関の監督下において当該輸入貨物の外装の記号、番号等が変えられたことが明らかである場合</p> <p>ホ 取るに足りない表現の相違、語句不足又は印字の誤りのような軽微な誤りがある場合、これら軽微な誤りが原産地申告の真正性及び情報の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであること。</p>	原産地申告	スイス協定原産地申告	ペルー協定原産地申告
原産地申告								
メキシコ協定原産地申告								
スイス協定原産地申告								
ペルー協定原産地申告								
原産地申告								
スイス協定原産地申告								
ペルー協定原産地申告								

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
<p>（締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認）</p> <p>68-5-21</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき、特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表 2 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</p>				<p>（締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることについての確認）</p> <p>68-5-21</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸出締約国から輸入される又は輸入された貨物が締約国原産品であるか否かを決定する必要がある場合には、表 1 第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき、特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定する必要がある場合には、表 2 第 1 欄に掲げる締約国品目証明書に対応する第 2 欄の確認に関する規定に基づき確認を行うこととし、実施に当たっては、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省に協議するものとする。この場合には、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明することとする。なお、確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。</p>			
表 1				表 1			
締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定	締約国原産地証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による締約国原産品でないことの決定
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第 44 条	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条	メキシコ協定原産地証明書	メキシコ協定第 44 条	メキシコ経済省	メキシコ協定第 44 条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 43 条及び第 44 条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 45 条 3	マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第 43 条及び第 44 条	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第 45 条 3
チリ協定原産地証明書	チリ協定第 47 条及び第 48 条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 49 条 3	チリ協定原産地証明書	チリ協定第 47 条及び第 48 条	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第 49 条 3
タイ協定原産地証明書	タイ協定第 43 条及び第 44 条	タイ商務省	タイ協定第 45 条 3	タイ協定原産地証明書	タイ協定第 43 条及び第 44 条	タイ商務省	タイ協定第 45 条 3
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 43 条及び第 44 条	インドネシア商業省	インドネシア協定第 45 条 3	インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第 43 条及び第 44 条	インドネシア商業省	インドネシア協定第 45 条 3
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 40 条及び第 41 条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 42 条 3	ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第 40 条及び第 41 条	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第 42 条 3
アセアン包括	アセアン包括協	アセアン包括協定	アセアン包括協定附	アセアン包括	アセアン包括協	アセアン包括協定	アセアン包括協定附

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
協定原産地証明書	定附属書4（運用上の証明手続）第6規則及び第7規則	附属書4第1規則（a）に規定する当局（具体的には追って事務連絡する。）	属書4（運用上の証明手続）第8規則	協定原産地証明書	定附属書4（運用上の証明手続）第6規則及び第7規則	附属書4第1規則（a）に規定する当局（具体的には追って事務連絡する。）	属書4（運用上の証明手続）第8規則
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第43条及び第44条	フィリピン関税局	フィリピン協定第45条	フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第43条及び第44条	フィリピン関税局	フィリピン協定第45条
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第25条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書2第25条7、8	スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第25条	スイス連邦税関管理局	スイス協定附属書2第25条7、8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3（運用上の証明手続）第6規則及び第7規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3（運用上の証明手続）第8規則	ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3（運用上の証明手続）第6規則及び第7規則	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3（運用上の証明手続）第8規則
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3（運用上の証明手続）第6節及び第7節	インド商工省商務局	インド協定附属書3（運用上の証明手続）第8節	インド協定原産地証明書	インド協定附属書3（運用上の証明手続）第6節及び第7節	インド商工省商務局	インド協定附属書3（運用上の証明手続）第8節
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条	ペルー通商観光省又はその後継機関	ペルー協定第66条	ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条	ペルー通商観光省又はその後継機関	ペルー協定第66条

表2

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特惠待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条

イ 締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 (イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨

表2

締約国品目証明書	確認に関する規定	輸出締約国の権限のある政府当局	確認による特惠待遇を受けることのできる品目でないことの決定
ペルー協定締約国品目証明書	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条	ペルー通商観光省	ペルー協定附属書1第2編第3節第3条

イ 締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かを決定するための確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。
 (イ) 上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該貨

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書又は締約国品目証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>なお、メキシコ協定原産地証明については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。また、ペルー協定原産地証明書については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。</p> <p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により原産地証明書の発給申請を行った製品の生産者又は前記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p> <p>なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>ロ 上記イ(イ)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</p> <p>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便</p>	<p>物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する情報を締約国原産地証明書又は締約国品目証明書に基づいて要請すること。この方法により情報を要請する場合において、必要と認める場合には、貨物が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かに関する追加の情報を要請するものとする。</p> <p>なお、メキシコ協定原産地証明書については、輸出者又は生産者に対し質問書を送付する方法によることが可能であるので留意する。また、ペルー協定原産地証明書については、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記表の第3欄に掲げる輸出締約国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。</p> <p>(ロ) 輸出締約国の権限のある政府当局が行う輸出締約国における原産地証明書の発給を受けた者、輸出締約国に所在する生産者であって輸出者の要請により原産地証明書の発給申請を行った製品の生産者又は前記68-5-12の2の(1)に定める原産地申告を行った者（以下「輸出者等」という。）への訪問に立ち会い、当該訪問を通じて、産品が締約国原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。</p> <p>なお、マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記(イ)を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(イ)の前又は間に上記(ロ)を行うことができるが、この場合は上記(イ)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>ロ 上記イ(イ)の方法により確認を行う場合において、輸出者等に関する情報で、輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報の要請は、質問状で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。なお、緊急に質問状を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問状を送付することができる。</p> <p>また、上記イ(イ)のなお書きによる場合において、<u>メキシコに所在する送り出した者又は生産者</u>に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、<u>メキシコに所在する送り出した者又は生産者</u>への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																																																																														
<p>(ロ) <u>受領の確認を伴うその他の方法</u></p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から表1第1欄又は表2第1欄に掲げる経済連携協定に対応する表1第2欄又は表2第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、表1第3欄又は表2第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表1第4欄又は表2第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではない又は特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書又は締約国品目証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>	<p>(イ) 受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便</p> <p>(ロ) <u>送り出した者又は生産者による受領の確認を伴うその他の方法</u></p> <p>ハ 輸出締約国の権限のある政府当局が要請の受領の日から表1第1欄又は表2第1欄に掲げる経済連携協定に対応する表1第2欄又は表2第2欄の期間内（追加情報の要請にあっては、表1第3欄又は表2第3欄の期間内）に回答を行わない場合及び質問書（追加の質問書を含む。）に対する回答が、貨物が締約国原産品であること又は特惠待遇を受けることのできる品目であることを決定するために十分な情報を含まない場合には、上記(2)の表1第4欄又は表2第4欄に掲げる協定の規定により確認の対象となっている貨物が締約国原産品ではない又は特惠待遇を受けることのできる品目ではないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書又は締約国品目証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。</p>																																																																														
<p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th> <th>情報提供の期限</th> <th>追加情報提供の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明</td> <td>6か月</td> <td>3か月</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td> <td>6か月</td> <td>4か月</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>3か月</td> </tr> <tr> <td>フィリピン協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>スイス協定原産地証明</td> <td>10か月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ベトナム協定原産地証明書</td> <td>90日</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>インド協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>ペルー協定原産地証明</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	メキシコ協定原産地証明	6か月	3か月	マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月	チリ協定原産地証明書	3か月	2か月	タイ協定原産地証明書	3か月	2か月	インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月	ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月	アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月	フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月	スイス協定原産地証明	10か月	—	ベトナム協定原産地証明書	90日	90日	インド協定原産地証明書	3か月	2か月	ペルー協定原産地証明	3か月	2か月	<p>表1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書</th> <th>情報提供の期限</th> <th>追加情報提供の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メキシコ協定原産地証明書</td> <td>4か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>マレーシア協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>チリ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>タイ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定原産地証明書</td> <td>6か月</td> <td>4か月</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>アセアン包括協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>3か月</td> </tr> <tr> <td>フィリピン協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>スイス協定原産地証明</td> <td>10か月</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ベトナム協定原産地証明書</td> <td>90日</td> <td>90日</td> </tr> <tr> <td>インド協定原産地証明書</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> <tr> <td>ペルー協定原産地証明</td> <td>3か月</td> <td>2か月</td> </tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	メキシコ協定原産地証明書	4か月	2か月	マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月	チリ協定原産地証明書	3か月	2か月	タイ協定原産地証明書	3か月	2か月	インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月	ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月	アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月	フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月	スイス協定原産地証明	10か月	—	ベトナム協定原産地証明書	90日	90日	インド協定原産地証明書	3か月	2か月	ペルー協定原産地証明	3か月	2か月
締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限																																																																													
メキシコ協定原産地証明	6か月	3か月																																																																													
マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
チリ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
タイ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月																																																																													
ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月																																																																													
フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
スイス協定原産地証明	10か月	—																																																																													
ベトナム協定原産地証明書	90日	90日																																																																													
インド協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
ペルー協定原産地証明	3か月	2か月																																																																													
締約国原産地証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限																																																																													
メキシコ協定原産地証明書	4か月	2か月																																																																													
マレーシア協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
チリ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
タイ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
インドネシア協定原産地証明書	6か月	4か月																																																																													
ブルネイ協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
アセアン包括協定原産地証明書	3か月	3か月																																																																													
フィリピン協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
スイス協定原産地証明	10か月	—																																																																													
ベトナム協定原産地証明書	90日	90日																																																																													
インド協定原産地証明書	3か月	2か月																																																																													
ペルー協定原産地証明	3か月	2か月																																																																													
<p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th> <th>情報提供の期限</th> <th>追加情報提供の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明</td> <td>90日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	ペルー協定締約国品目証明	90日	—	<p>表2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国品目証明書</th> <th>情報提供の期限</th> <th>追加情報提供の期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペルー協定締約国品目証明</td> <td>90日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限	ペルー協定締約国品目証明	90日	—																																																																		
締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限																																																																													
ペルー協定締約国品目証明	90日	—																																																																													
締約国品目証明書	情報提供の期限	追加情報提供の期限																																																																													
ペルー協定締約国品目証明	90日	—																																																																													
<p>なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から <u>45日</u>の期間内に受領し、かつ、確認の対象とな</p>	<p>なお、上記イ(イ)のなお書きの方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から <u>30日</u>の期間内に受領し、かつ、確認の対象とな</p>																																																																														

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>っている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により<u>輸出者等</u>に対し、当該質問書を受領した日から <u>45</u> 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>ニ 上記イ (ロ) の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあつては30日前。スイス協定原産地証明の確認にあつては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項 (ロ) その施設への訪問が要請される<u>輸出者等</u>の氏名又は名称 (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所 (ニ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。） (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による訪問の要請に対し当該書面を受領した日から <u>30</u> 日以内（メキシコ協定にあつては <u>20</u> 日以内）に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内（ペルー協定にあつては 60 日以内）又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記 (2) の表第 4 欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から 10 か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する</p>	<p>っている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により<u>貨物を送り出した者又は生産者</u>に対し、当該質問書を受領した日から <u>30</u> 日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p> <p>ニ 上記イ (ロ) の方法により確認を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官を経由して本省を通じて行う。なお、訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明書及びペルー協定における原産地証明の確認にあつては30日前。スイス協定における原産地証明の確認にあつては特段の規定なし。ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあつては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。</p> <p>(イ) 当該書面を送付する関係当局を特定する事項 (ロ) その施設への訪問が要請される<u>輸出者</u>（スイス協定及びペルー協定については、<u>認定輸出者</u>を含む。）又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称 (ハ) 訪問の実施を希望する日及び場所 (ニ) 訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の製品の明記を含む。） (ホ) 訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職</p> <p>ホ 輸出締約国政府が訪問の実施を拒否する場合、書面による訪問の要請に対し当該書面を受領した日から <u>30</u> 日以内に回答しない場合、訪問の最終日から 45 日以内（ペルー協定にあつては 60 日以内）又は相互に合意するその他の期間内に、訪問の間又はその後に収集した情報が提供されない場合又は提供された情報に貨物が締約国原産品であることを決定するために十分な情報を含まない場合は、上記 (2) の表第 4 欄に掲げる協定の規定により、訪問の対象とされた貨物が輸出締約国原産品でないと決定されることから、当該貨物に係る締約国原産地証明書を無効なものと認めて、EPA税率を適用しないこととなるので、留意する。ただし、スイス協定における原産地証明の確認については、確認の要請の日から 10 か月以内若しくは相互に合意するその他の期間内に回答がない場合、又は当該回答が、関係する原産地証明が真正であり、若しくは締</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>原産地証明が真正であり、若しくは締約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。</p> <p>へ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（<u>メキシコ協定原産地証明に係るイ(イ)のなお書きの確認にあつては、輸出者等</u>）に対し、<u>産品が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</u></p> <p>この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品又は特惠待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。</p>	<p>約国の原産品であると決定するために十分な情報を含まない場合には、EPA税率を適用しないことになるので、留意する。</p> <p>へ 上記ホまでの手続きを実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局（<u>メキシコ協定原産地証明書に係るイ(イ)のなお書きの確認にあつては、メキシコに所在する送り出した者又は生産者</u>）に対し、<u>産品が締約国原産品であるか否か又は特惠待遇を受けることのできる品目であるか否かについて書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。</u></p> <p>この書面による通知は、上記ロに準じて行うものとする。</p> <p>ト 締約国原産品又は特惠待遇を受けることのできる品目として輸入申告された貨物について、上記表の第2欄に掲げる協定の規定に基づく確認を行う場合であつて、輸入者が貨物の引取りを急ぐ理由があると認められるときは、法第73条第1項及び第77条第7項の規定に基づき担保を提出させ、当該貨物の引取りを認めて差し支えない。<u>ただし、メキシコ協定附属書1の日本国の表第5欄（注釈）に21、24、25、26、27、29、30、31及び32の番号が掲げられた品目に分類される貨物（限度枠管理されている貨物）については、この限りでないので、留意する。</u></p>